

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)に基づき下記のとおり公告します。

2026 年 8 月 26 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名:アフリカ地域(広域)におけるスマートコリドー促進に係る情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))
2. 競争に付する事項:入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格:入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項:「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出:
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所:
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他:入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札(総合評価落札方式 -ランプサム型)】

業務名称: アフリカ地域(広域)におけるスマートコリドー促進に係る情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))

調達管理番号:26a00561

【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下、JICA という)」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 8 月 26 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1)業務名称:アフリカ地域(広域)におけるスマートコリドー促進に係る情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))

(2)業務内容:「第2章 特記仕様書」のとおり

(3)適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。(全費目課税)¹

なお、本邦招へいに係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結しますので本体契約には含めません。これにより入札書にも計上不要になります。

(4)契約履行期間(予定):2026年10月下旬から2027年2月中旬

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5)ランプサム(一括確定額請負)型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行います。

(6)部分払の設定

本契約については、部分払を想定しておりません。

2. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先:outm1@jica.go.jp

(2)事業実施担当部

マラウイ事務所

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(3)日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 9 月 1 日 まで
2	入札説明書に対する質問	2026 年 9 月 2 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 9 月 7 日まで
4	入札書(電子入札システムへ送信)、別見積書・技術提案書の提出日	2026 年 9 月 11 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時(入札会)	2026 年 10 月 1 日 11 時 30 分
7	技術評価説明の申込日(落札者を除く)	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1)各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/202330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2)利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3)共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし
ます。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競

争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は求めません(契約締結までに、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料:

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1)質問提出期限

1)提出期限:上記2.(3)日程参照

2)提出先 :<https://forms.cloud.microsoft/r/etyU5RMrXx>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2)質問への回答

1)上記2.(3)日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL:<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2)回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3)説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内

容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL:<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1)提出期限:上記2. (3)日程参照

(2)提出書類

技術提案書・入札書・別見積書

(3)提出方法:

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(<https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf>)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1)技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2)入札書(入札価格)

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2. (3)日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3)別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。
ファイル名は「26a00561 ○○株式会社 見積書(または別見積書)」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(4)電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1)作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2)電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書(電子データ)は、JICA にて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価(円)(消費税抜き)をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札(書)の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1)競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2)入札書の提出期限後に到着した入札
- 3)誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4)明らかに連合によると認められる入札
- 5)同一競争参加者による複数の入札
- 6)条件が付されている入札
- 7)定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8)その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1)日時:上記2. (3)日程参照

(2)入札会の手順

1)開札方法:本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2)再入札:全ての入札価格が予定価格を超えた場合(以下「不落」という。)には、再入札を実施します。詳細は下記(3)のとおりです。

3)入札途中での辞退:

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出(送信)してください。²

(3)再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合(不落)は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4)入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5)入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、(不落)随意契約の交渉をお願いします。

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙3「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点: 最低見積価格 = 100 点
- ② 価格評価点: $(\text{最低見積価格} / \text{それ以外の者の価格}) \times 100$ 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額: 価格評価点 = 100 点

それ以外の見積額(N): 価格評価点 = $(\text{予定価格} \times 0.8 / N) \times 100$ 点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額(応札額)については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点(加点分を含む)と価格評価点 70:30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位ま

で計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

11. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

12. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙2の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

ナカラ回廊は、モザンビーク北部のナカラ港を起点に、マラウイ及びザンビア東部を結ぶ南部アフリカの重要な経済回廊であり、内陸国であるマラウイ及びザンビアにとって、インド洋へのアクセスを確保する重要な物流ルートである。同回廊は、深水港であるナカラ港と鉄道・道路ネットワークを組み合わせた複合経済回廊としての特性を有しており、農産品、肥料、燃料、鉱物、一般貨物等の輸送を通じて、域内貿易の促進、物流コストの低減、沿線地域の産業振興に貢献することが期待されている。

日本政府は、2025年に開催した第9回アフリカ開発会議(Tokyo International Conference on African Development。以下、「TICAD 9」とする。)において、域内の連結性強化により同回廊の鉱物資源等の輸送ルートとしての価値を高め、同地域への投資促進や雇用創出により持続的な発展を実現することを通じて、我が国の各種資源に係るグローバル・サプライチェーンを強靱化することを目的として、オファー型協力「ナカラ回廊開発によるグローバル・サプライチェーンの強靱化」を発表した。同回廊周辺地域の鉱業や農業を中心とする産業を振興し、同地域における経済成長及び資源の高付加価値化を促すとともに、多様なアクターと連携し、開発効果の最大化を図ることを目指している。

一方で、同回廊では、港湾・鉄道・道路・国境施設・通関手続き・保税輸送制度・民間物流サービス等にまたがる複合的な課題が残されている。特に、国境施設における処理能力不足、OSBP(One-Stop Border Post)運営に係る関係機関間の調整不足、各国の税関・保税輸送システムの互換性不足、港湾・鉄道・道路の運用上の課題、民間企業における認知度及び信頼性の不足等により、同回廊の潜在能力は十分に発揮されていない。

経済回廊の機能向上には、個別インフラの整備のみならず、港湾から内陸部の最終目的地までの輸送全体を対象に、輸送時間、輸送費、信頼性、安全性、貨物量、国境通過時間、港湾滞留時間等を把握し、ボトルネックを定量的・定性的に特定することが不可欠である。そのため、デジタル技術を活用し、民間活力を導きだし、地域経済の自立、成長につな

がる回廊インフラの整備を図る「回廊アプローチ 2.0」によるスマートコリドールの導入が求められている。また、同回廊へのスマートコリドー導入検討に際して、中央回廊やバイラ回廊をはじめとする他の主要回廊と異なり、交通混雑やキャパシティ不足への解決を目的とした導入ではなく、回廊利用促進及び将来の物流需要増加に対応するためのスマートコリドーとして位置付け、本調査では現在の交通量や物流インフラ全体の状況を踏まえつつ、将来的な物流需要の創出、回廊競争力強化、重要鉱物及び農産品輸送の促進等の観点から、情報通信技術(Information and Communication Technology。以下、「ICT」とする。）・デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation:。以下、「DX」とする。)を活用した回廊機能強化のあり方を検討し、これまで実施されたナカラ回廊に係る調査等の結果を踏まえ、スマートコリドールの導入・促進に資する技術協力、無償資金協力、民間連携、広域オファー型協力、国際機関連携等の今後の協力方針等を整理するために情報収集を行う。

第2条 調査の目的

(1)調査の目的

本調査は、モザンビーク・マラウイ・ザンビアに係るナカラ回廊地域のスマートコリドーに関連する事業のレビューと、調査対象地域における ICT 及び DX 活用の現状、及び産業開発とそれに資する物流円滑化にフォーカスを当てた課題・ニーズ・開発ポテンシャルの情報整理及び分析をおこなったうえで、回廊開発アプローチ 2.0 の実現に向けた JICA の協力方針案及び具体的な案件形成を目的とする。

第3条 調査実施の留意事項

(1)各国のスマートコリドー支援に資する包括的な情報収集

調査では、「アフリカ地域ナカラ港・国際回廊活用促進業(有償勘定技術支援)(2024～2026)」において取りまとめられた情報及び提案された支援内容の洗い出しを行ったうえで、3 か国における現地調査を通じて、スマートコリドー(スマートコリドー(ワンストップ国境施設(One-Stop Border Post。以下、「OSBP」とする。))通関電子化、内陸コンテナデポ(Inland Container Depot。以下、「ICD」とする。))管理システム、通関電子化、ICD 管理システム、鉄道運行管理、GPS 貨物追跡、交通事故データベース構築、積載重量管理など)に係る情報の更新を行う。JICA や各ドナー／開発パートナーによる報告書などの既存資料を最大限活用し、効率的に情報収集する。

(2)先方政府関係機関及び民間企業のニーズ把握

先方政府機関及び民間企業に対して、鉱物資源(レアアース、ニオブ、リチウム、チタン等)

および、農産物の輸出入手続きにおけるボトルネック・課題の特定、改善ニーズ・計画の有無について確認する。なお、民間企業においては、鉱物や農産品³の輸出入にあたり、海外投融資の可能性のある案件のリストアップ⁴を行う。

(3)国際回廊開発の新たな潮流

ICT 及び DX を活用した輸送や地域の連結性向上に資するスマートコリドー、ナカラ回廊上にあるモザンビーク、マラウイ、ザンビア間の貿易円滑化・物流改善など、地域包摂的な新たな産業の開発の観点からスキーム横断的に案件形成の提案を行う。

(4)スマートコリドーの定義

本業務において、スマートコリドーとは、ICT 及び DX 等の先進技術を活用して、物流・貿易等におけるボトルネックの解消、輸送インフラ及び施設の効率的な運営・維持管理、インフラマネジメント及び情報マネジメントの高度化を通じて、貿易円滑化や物流サービスの向上及びサプライチェーンの効率化を実現する物流・交通回廊(コリドー)であると定義する。

(5)我が国及び本邦企業への裨益

情報収集・分析を行う際、我が国の重要外交戦略である進化した自由で開かれたインド太平洋(Free and Open Indo-Pacific、以下「FOIP」とする。)における、「自由」、「開放性」、「多様性」、「包摂性」、「法の支配」の基本理念に基づき、重点分野である「平和と安定」、「経済的繁栄」、「国際規範」、「安全保障」に資する協力を踏まえる必要がある。特に、経済安全保障(エネルギー・重要鉱物・半導体等の供給網強靱化)、デジタル・技術分野(AI・データ時代に対応した経済エコシステム構築や通信インフラ整備)を踏まえ、日本および本邦企業に裨益するスマートコリドー支援の可能性について情報収集・分析する。

第4条 調査の内容

(1)過去の調査における優先プロジェクトのレビュー

「ナカラ回廊総合開発(ザンビア・マラウイ)にかかる情報収集・確認調査(2017～2018)」、「アフリカ地域回廊開発に関する情報収集・確認調査(2021～2022)」、「アフリカ地域ナカラ港・国際回廊活用促進業(有償勘定技術支援)(2024～2026)」、「南

³ マラウイにおいては、マラウイ全国小規模農家協会(National Smallholder Farmers' Association of Malawi。以下、「NASFAM」とする。)等の米を対象とする予定。

⁴ 提案を求める内容1：現時点での提案想定内容は以下のような内容を想定しております。例えば、ナカラ回廊における重要鉱物(銅、コバルト、グラファイト、ルチル等)や農産品(大豆、ゴマ、豆類等)の集荷・加工・保管・物流・輸出等のバリューチェーンを担う民間企業を対象とし、それぞれの企業に対して海外投融資対象となりえる案件の一覧投資形態の可能性(融資、出資、及びそれ以外の選択肢か)に加え、それら案件実現性に向けた課題の整理を想定しています。

部アフリカ地域重要鉱物資源開発 投資促進に向けた情報収集・確認調査(2026)」等、過去の JICA が実施した調査報告書、加えて、アフリカ連合(African Union。以下、「AU」とする。)のアフリカ・インフラ開発プログラム(Programme for Infrastructure Development in Africa。以下、「PIDA」とする。)やアフリカ地域経済共同体(Regional Economic Communities:。以下、「RECs」とする。)、他ドナーの調査報告書等を参考に新規案件形成に向けた仮説を立てたうえで、現地業務を実施する。

(2)モザンビークにおけるスマートコリドー関連の取組状況

(ア)世界銀行の支援の下、Southern Africa Trade and Connectivity Project (以下、「SATCP」とする。)の一環として、モザンビークとマラウイ間でワンストップ国境施設(Fronteira Única/OSBP)の整備が進められている。施設建設の進捗及び導入される設備・機材を確認するとともに、これを踏まえたスマートリンクによる国境間の情報ネットワークの強化の可能性を検討する。

(イ)ナカラ港におけるマラウイ、ザンビア国向けの ICD 建設についてモザンビーク政府と協議が進められている。ICD は、内陸国にとっての物流ハブとなる重要な施設であり、また、付加価値をつけた農産品等の輸出入に資する Agro-Processing 等エリアの設置の可能性を検討する。

(3)マラウイにおけるスマートコリドー関連の取組状況

(ア)重要鉱物であるレアアースは、ソングウェ・ヒル(Songwe Hill, DFS 2022)及びカンガンクンデ(Kangankunde, FS 2024)において、マラウイの鉱業パイプラインの中核を形成している。潜在価値は約 3,190 億米ドルと推定されている。ソングウェ・ヒルでは Mkango Resources 社(加)が冶金試験および許認可手続きを進めており、一方でカンガンクンデでは Iluka Resources 社(豪)Lindian Resources 社(豪)が掘削活動を拡大しており、進捗状況について確認する。

(イ)上記(2)(イ)に加え、マラウイ国内においては、Liwonde, Blantyre, Kanengo (Lilongwe)に ICD が建設済みであり、稼働状況について確認する。

(ウ)国境においては、アフリカ開発銀行(African Development Bank。以下、「AfDB」とする。)の支援によるチポンデ国境における OSBP が建設中である。これに加え、デッサ国境及びナユチ鉄道国境において導入される設備・機材を踏まえ、スマートリンクによる国境間情報ネットワーク強化、スマグリング対策の可能性を検討する。

(エ)ナカラ回廊における幹線道路の多くは、ドナー支援により改修が進められているが、これらに加え、交通事故データ共有データベースおよびブラックスポットの評価及び対策、気候変動に対する道路・橋梁の脆弱性対策強化等の可能性を検討する。

(4) ザンビアにおけるスマートコリドー関連の取組状況

(ア) ナカラ港からチパタ市まで接続されている鉄道貨物輸送の利便性を向上させるため、チパタ駅に併設する貨物積み替え施設と施設へのアクセス道路の整備について、支援の検討が進められている。現在、鉄道オペレータである Nacala Logistics が、マラウイ国ムチンジ-ザンビア国チパタ間の鉄道改修終了後に、チパタまでの鉄道貨物輸送が実施されることがザンビア国鉄と合意されているが、その後の進捗・更新状況を確認する。

(イ) また、幹線道路における軸重計測所及び OSBP における通関システムの連携、国境データの国境間での共有、及びムチンジの OSBP の駐車スペース拡張等の可能性を検討する。

(5) ナカラ回廊物流促進に向けたロードマップと我が国の中長期的な協力方向性の提案

(ア) ナカラ回廊における回廊開発アプローチ 2.0 の実現に向けたロードマップを整理し、ナカラ回廊物流促進に関連する組織を対象にワークショップを開催し、関係者の意見を取りまとめる⁵。

(イ) 取りまとめた結果を踏まえ、TICAD10 に向けた回廊開発アプローチ 2.0 の JICA の協力量針について取りまとめる。

(6) 短期的な実現可能な協力案の提案

(ア) 協力量針として示されたアイデアの内、需要が高い且つ実現可能性が高い案件の提案

⁵ 提案を求める内容 2：ワークショップはマラウイでの開催を想定している。ナカラ回廊の物流促進に関係する機関（運輸公共事業省、産業・ビジネス・貿易・観光省、農業・灌漑・水開発省、鉱山省、ナカラ回廊開発管理委員事務局、鉱物および農産物加工にかかる民間企業など）を対象に30～50名程度の参加者を想定している。C/Pがワークショップに参加するための旅費も見積書に計上してください。

第5条 報告書等

レポート名	提出期限	部数
業務計画書	契約開始10営業日以内	和文 電子データ
インセプションレポート	業務締結後から1か月を目途	英文 電子データ
ドラフトファイナルレポート	契約終了前1か月を目途	和文、英文 電子データ
ファイナルレポート	契約終了時	英文：8部(製本) 和文：8部(製本) 電子データ CD-ROM(和文・英文 1枚ずつ、合計 2 枚)

注1.「業務計画書」の記載事項は、共通仕様書第6条に記載する通り。

注2.「インセプションレポート」は、分析の項目・レベルや関係資料について当機構と十分に協議・確認する。

注3.「ドラフトファイナルレポート」については、各国の現地調査レポートを統合したうえで、全体を俯瞰する横断的な事項を含めて取りまとめること。

注4. 報告書・提出物の作成にあっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注5. 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号などの統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払うこと。

注6. 報告書には収集資料一式(面談録、質問票の回答を含む)を別添または別冊として含めること。なお、面談については実施後ワードファイル等でメールに添付し、速やかに提出すること。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

報告書目次案

本目次案は発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

第1章 調査の概要

1-1 本調査の背景

1-2 調査の目的

1-3 調査メンバーの構成

1-4 調査日程

第2章 スマートコリドー導入可能性の検討

2-1 各国及びナカラ回廊全体におけるスマートコリドーの現状

2-2 各国及びナカラ回廊全体における DX/IoT 技術等導入にかかる課題

2-3 各国及びナカラ回廊全体における DX/IoT 技術等の活用可能性

2-4 スマートコリドー導入の具体的検討

第3章 JICA 協力方針案の検討

3-1 JICA の回廊アプローチ 2.0 の協力方針案

3-2 TICAD10 に向けた発信の方向性案

3-3 短期的に実現可能性が高い協力案の提案

以上

**技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)**

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	ナカラ回廊におけるスマートコリドー活性化に資する鉱物や農産品を対象とした海外投融資の可能性のある民間企業の提案	第3条(2)
2	ナカラ回廊物流促進に関連する組織を対象にワークショップ	第4条(5)(ア)

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1)業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2)業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体)4.84 人月

(現地渡航回数:延べ 6 回)

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3)業務従事予定者の経験、能力

別紙3 技術提案書評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者:(業務主任者／〇〇 格付の目安(2号))】

- 1) 対象国及び類似地域: モザンビーク国、マラウイ国、ザンビア国及び アフリカ地域
- 2) 語学能力: 英語

(4)現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます

ナカラ回廊地域において、鉱物資源及び農産品の輸出入、物流、港湾・鉄道・道路輸送、通関、ICD 等に関係する民間企業へのヒアリング

(5)配付資料／公開資料等

1)配付資料:無し

2)公開資料

- アフリカ地域 ナカラ回廊総合開発(ザンビア・マラウイ)にかかる情報収集・確認調査

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12306593.pdf>

- アフリカ地域回廊開発に関する情報収集・確認調査 ファイナルレポート

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000048566.pdf>

- アフリカ地域 ナカラ港・国際回廊活用促進業務 最終報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12394375.pdf>

(6)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無(マラウイ、ザンビア、モザンビーク)
2	通訳の配置	無(マラウイ、ザンビア、モザンビーク) ※ C/P との間に発生するコミュニケーション(協議時の言語、資料の言語、メールの言語等)含め、渡航国・地域で使用する言語はポルトガル語を使用する場合があります。
3	執務スペース	無(マラウイ、ザンビア、モ

		ザンビーク)
4	家具(机・椅子・棚等)	無(マラウイ、ザンビア、モザンビーク)
5	事務機器(コピー機等)	無(マラウイ、ザンビア、モザンビーク)
6	Wi-Fi	無(マラウイ、ザンビア、モザンビーク)

(7)安全管理

- 1)現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ、JICA ザンビア、JICA モザンビーク事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、上記事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

【ザンビア国】

- ・陸路による国境通過(鉄道含む):周辺国からチパタ等への、宿泊を伴わない日帰り旅行(一般渡航)であっても、ザンビア事務所に連絡すること。

【モザンビーク国】

- ・陸路による都市間移動が必要な場合は、事前にモザンビーク事務所安全対策アドバイザーによる移動経路の安全確認を得ること。
- ・国境で入国管理当局とのトラブルや混乱を避けるため、入国前に ETA を取得すること。
- ・Mandimba-Malema 区間には道路状況の悪い箇所もあるため、レンタカー会社は信頼できる業者を選び、シートベルトが装備された車両にのみ乗車すること。

2. 技術提案書作成上の留意点

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務: アフリカ地域及び回廊開発における各種調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1)及び2)を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2)業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA(JICA の現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 業務従事予定者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1. (2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6. (2)提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

本案件は定額計上はありません。

(4) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(5) ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

以上

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1)類似業務の経験	6
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア)各種支援体制(本邦／現地)	3
イ)ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2)作業計画等	(5)
ア)要員計画	-
イ)作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1)業務主任者の経験・能力	(20)
1)業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア)類似業務等の経験	10
イ)業務主任者等としての経験	4
ウ)語学力	4
エ)その他学位、資格等	2